

金融円滑化管理方針

■ 目次

1 金融円滑化管理方針	2
1.1 目的	2
1.2 定義	2
1.3 管理方針	2
1.4 改廃	3
附則1 附則	4

1 金融円滑化管理方針

1.1 目的

当庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営支援及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定める。

1.2 定義

本方針において、「金融円滑化」とは、以下の1.～5.をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

1. 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
2. 顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営支援及び経営改善に関する支援を行うことの確保
3. 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
4. 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保
5. その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保。

1.3 管理方針

1. 当金庫役員は、金融円滑化管理態勢の整備・確立の努め、管理方針を金庫全体に周知を行う。
2. 金融円滑化管理態勢の最終意思決定機関を理事会とする。
3. 金融円滑化管理責任者は経営戦略部長とし、管理副責任者を融資部長及びリスク統括部長とする。

金融円滑化管理責任者及び管理副責任者は、理事会の意思決定に基づく金融円滑化管理態勢の整備・確立のための全ての権限を有する。

金融円滑化管理の統括部署を経営戦略部とし、関連部署を融資部及びリスク統括部とする。

4. 金融円滑化管理態勢の実効性と相互牽制機能を確保するため「中小企業金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化管理の分析・評価を理事会に報告する。
5. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門は、定期的又は必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。
6. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、統括部署、関連部署は連携して顧客保護を図るための取り組みを行う。
7. 顧客の経営相談・経営支援及び経営改善に向けた取り組みに関するきめ細やかな支援を行うため、経営改善支援グループを融資部経営支援課に設置する。

8. 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力(以下「目利き能力」という。)の向上のため、総務部は役職員に対し、目利き能力向

上のための研修等を行う。

9. 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続き)の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等がある場合は、当該他の金融機関等と緊密な連携を図る。
10. 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図る。
11. 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR事業者より、当該事業再生ADR手続の実施を依頼する確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするように適切に対応する。
12. 地域経済活性化支援機構または東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分することの同意の求めに適切に対応し、係る事業再生計画について、貸付条件の変更等に協力する。
13. その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると判断した事項を適切に実施する。
14. 本方針に則り、金融円滑化管理態勢を適切に実施するために、金融円滑化管理規程を定める。

1.4 改廃

本方針の改廃は、理事会の決議による。

附則

本方針は、平成22年1月25日から適用する。